

山口県報

平成20年
10月14日
(火曜日)

目 次

規則

- 山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課).....
- 山口県特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則(人事課).....
- 山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則の一部を改正する規則(地域医療推進室).....
- 山口県研修医研修資金貸付規則の一部を改正する規則(地域医療推進室).....
- 山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課).....
- 県議会規則.....
- 山口県議会会議規則の一部を改正する規則.....



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十四日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第六十九号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三百一条第二号口(1)の表中「報酬の」を「議員報酬の」に、「副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十四日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第七十号

山口県特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則

山口県特別職報酬等審議会規則(昭和四十一年山口県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「報酬の」を「議員報酬の」に、「報酬等」を「議員報酬等」に改め、同条第二項中「報酬等」を「議員報酬等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十四日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第七十一号

山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則(昭和六十年山口県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「一年以内」を「二年内」に改め、同項第三号中「行わず」を「開始せず」に改め、同項第五号中「一年以内」を「二年内」に、「行い」を「開始し」に、「起算して」を「起算した期間(学校教育法第九十七条に規定する大学院において医学を履修する課程に在学した期間又は育児休業をした期間があるときは、これらの期間を除いた期間)が通算して」に、「を經過する日」を「に達する」に改める。

第十五条第一項中「第七号」を「第九号」に改め、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 学校教育法第九十七条に規定する大学院の課程(医学を履修する課程に限る。)に入学し、又は当該課程を修了したとき。

八 育児休業を開始し、又は終了したとき。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

山口県研修医研修資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十月十四日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第七十二号

山口県研修医研修資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県研修医研修資金貸付規則（平成二十年山口県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 育児休業を開始し、又は終了したとき。

第十二条第一項第三号中「起算して」を「起算した期間（育児休業をした期間があるときは、当該期間を除いた期間）が通算して」に、「を経過する日」を「に達する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十四日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第七十三号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六十条第二項中「山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に、「報酬及び」を「議員報酬及び」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県議会議長 島 田 明

平成二十年十月十四日

山口県議会議長 島 田 明

山口県議会議規則第一号

山口県議会議規則の一部を改正する規則

山口県議会議規則（昭和三十一年制定）の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第一章 総則（第一条―第十四条）
 - 第二章 議案及び動議（第十五条―第二十条）
 - 第三章 議事日程（第二十一条―第二十五条）
 - 第四章 選挙（第二十六条―第三十三条）
 - 第五章 議事（第三十四条―第四十五条）
 - 第六章 発言（第四十六条―第六十条）
 - 第七章 委員会（第六十一条―第七十三条）
 - 第八章 表決（第七十四条―第八十四条）
 - 第九章 請願（第八十五条―第九十条）
 - 第十章 秘密会（第九十一条―第九十二条）
 - 第十一章 辞職及び資格の決定（第九十三条―第九十七条）
 - 第十二章 規律（第九十八条―第一百五条）
 - 第十三章 懲罰（第一百六条―第一百三條）
 - 第十四章 会議録（第一百四条―第一百七條）
 - 第十五章 協議又は調整を行うための場（第一百八条）
 - 第十六章 議員の派遣（第一百九条）
 - 第十七章 補則（第二百条）
- 附 則
第一百九条を第二百条とする。

第十六章を第十七章とする。
 第一百八条第一項中「第一百条第十二項」を「第一百条第十三項」に改め、第十五章中同条を第一百九条とする。

第十五章を第十六章とし、第十四章の次に次の一章を加える。
 第十五章 協議又は調整を行うための場

第一百八条 法第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に關し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）として、別表の第二欄に掲げる協議又は調整を行う必要があると認められるときに、それぞれ同表の第一欄に掲げる場を設けるものとする。

2 別表の第一欄に掲げる場に出席することができる議員は、それぞれ同表の第三欄に定める議員とする。

3 別表の第一欄に掲げる場を設けるときは、それぞれ同表の第四欄に定める者が招集する。

4 前三項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要するときは、議長がこれを決定することができる。

5 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、出席することができる議員の範囲及び招集する者を明らかにしなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議等の場の運営その他について必要な事項は、議長が定める。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第一百八条関係）

名称	目的	出席することができる議員	招集する者
全員協議会	議案の審査又は議会の運営に關しすべての議員の出席を求めて行うべき協議又は調整	すべての議員	議長
議会の活性化等に関する検討会	議会の活性化、運営等に関する協議	議会運営委員が所属する会派に所属する議員及び議長が定める議員	出席する議員の互選により選出された会長（会長が選出されていない場合は、議長）
政策立案等検討会	議員の提案する政策に係る条例又は提言に關する協議	議会運営委員が所属する会派に所属する議員及び議長が定める議員	出席する議員の互選により選出された会長（会長が選出されていない場合は、議長）

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

平成二十年十月十四日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）